

社 労 連 第 340 号

平成 22 年 8 月 25 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会

会 長 金 田 修

(公 印 省 略)

平成 22 年度労働保険適用促進月間の実施
に伴う協力依頼について（周知依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会の事業運営にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局長より「平成 22 年度労働保険適用促進月間の実施について（要請）」（写）のとおり周知依頼がありましたので、貴会会員の関与先事業所等への周知徹底にご協力賜りますようお願い申し上げます。



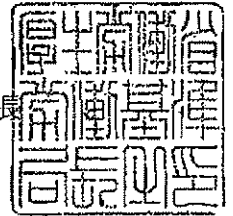


基発0728第3号
平成22年7月28日

全国社会保険労務士会連合会

会 長 金 田 修 殿

厚生労働省労働基準局長



平成22年度労働保険の適用促進広報の実施について（要請）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

労働保険の適用徴収業務につきましては、常日頃、特段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働保険は、原則として労働者を一人でも使用している事業は適用事業となり、その事業主は加入手続きを行う必要がありますが、現在においても、小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が存在しております。

かかる状況に鑑み、当省においては、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から、平成17年度から対策強化に取り組んでいるところであります。

今年度においては、未手続の解消を訴えるキャッチコピーを盛り込んだポスターにより、年間を通じた啓発を図るとともに、11月1日から30日までの1ヵ月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、本期間中においては「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて、別添要綱に基づき、全国において集中的な広報活動を展開し、もって労働保険制度のより一層の理解、周知を図ることとしております。

貴会におかれては、これまでも、未手続事業の一掃に積極的に取り組みいただいているところですが、特に、本広報の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成２２年度労働保険の適用促進広報実施要綱

1 趣旨

労働保険の適用事業数は、厳しい経済情勢の影響もあり、現在においても依然として小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が残されているのが実情である。これら未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であることから、より一層の適用促進に取り組み、未手続事業の解消を図るため、従来から積極的に「未手続事業一掃対策」を推進しているところである。

今年度においては、未手続の解消を訴えるキャッチコピーを盛り込んだポスターにより、年間を通じた啓発を図るとともに、１１月１日から３０日までの１ヵ月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて、全国において集中的な適用促進活動を展開し、もって未手続事業の一掃を図ることとする。

2 実施時期

平成２２年１１月１日から実施する。

3 主催

厚生労働省

4 実施事項

(1) 厚生労働省本省における実施事項

① 広報活動の実施

ア 広報媒体を活用した広報活動

本広報の趣旨について、以下により周知を図る。

(ア) 厚生労働省関係広報紙（誌）に記事を掲載する。

(イ) 労働保険の適用促進に関する新聞広告及びインターネットバナー広告を行う。なお、これらの広告及び下記イのポスターについては、相乗的な広報効果を得るため、統一的な企画とする。

(ウ) 厚生労働省本省（以下「本省」という。）ホームページに記事を掲載する。

イ ポスターの作成・配付

労働保険の適用促進に関するポスターを作成し、各都道府県労働局（以下「各局」という。）に配付するほか、社団法人全国労働保険事務組合連合会（以下「全国労保連」という。）、全国社会保険労務士会連合会（以下「社労士会」という。）等に対しても配付し、その掲示について協力を求める。また、各局からの報告に基づき、関係団体等へポスターの配付を本省において一括して行う。

ウ パンフレット等の作成・配付

労働保険制度の概要及び労働保険の成立手続等についてのパンフレット等を作成し、各局に対し配付する。

エ 貨物取扱業・交通運輸業における加入勧奨活動の実施

今年度については、貨物取扱業・交通運輸業に係る業界団体本部等を訪問して加入勧奨活動を行う。

② 労働局への指示

本広報の実施に際し、別途通達を発出し、各局において留意すべき事項について指示する。

③ 関係団体への協力依頼

全国労保連、社労士会等関係団体に対し、本広報の実施について協力を依頼する。

(2) 労働局における実施事項

今年度においても広報媒体を活用した企画・契約等については、本省において一括して実施することとするが、本広報は未手続事業一掃対策の一環でもあることから、各局においては、本広報期間中に各種事業主団体、個別事業主への訪問指導を強化する等、適用促進計画に基づき、未手続事業の解消に向けて一層の適用促進を図ること。

また、各局及び受託団体の行う加入促進活動（加入勧奨、手続指導）を行ってもなお、自主的に保険関係の成立手続を取らない事業主については、職権により成立手続を行い、保険料を認定決定するよう努めること。

① 関係団体等への協力依頼

全国労保連、社労士会等関係団体の都道府県会、貨物取扱業・交通運輸業に係る業界団体地方支部、事業主団体、地方公共団体等に対して、労働保険制度及び未手続事業解消の必要性の周知並びに本広報の実施についての協力を依頼し、相互の連携を図ること。

② 広報活動の実施

ア 広報媒体を活用した広報活動

報道機関への協力依頼や記者発表を積極的に行うなどにより、マスコミ報道がなされるよう努める他、地方公共団体等の広報紙（誌）への記事等の掲載依頼を行うなど効果的な広報活動を実施すること。

イ ポスターの掲示・配付

本省において作成するポスターを労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所内に掲示すること。この他、ポスターの配付については、労働局において直接手渡し等を行う機関に対しては、ポスターの掲示について協力を求めること。

③ パンフレット等の配付

本省において作成するパンフレット等について、個別事業主への訪問指導等において積極的に活用すること。

また、パンフレット等についても日本年金機構の各年金事務所における活用を依頼すること。この他、地方法務局、事業主団体、業界団体、地方公共団体等へも配布し、事業主等への配布や窓口への設置について協力を求めること。

④ ホームページへの記事掲載

各局ホームページに本広報の趣旨等について記事を掲載し、同ホームページの利用者に対して、労働保険制度に関する周知を図ること。

⑤ その他

貨物自動車運送事業、一般旅客自動車運送事業及び船員雇用事業については、国土交通省地方運輸局等と未手続事業対策の強化に係る連携を既に行っているところであるので、当該連携に特段の配慮を行うこと。